

# 必ず「A3」サイズの白紙に印刷してください。※この注意書きは印刷されません。

## 離 婚 届

令和 年 月 日 届出

在シンガポール日本国  
大使 殿  
総領事

受理	令和	年	月	日	公館印
第	号				

(1) 氏名	夫 氏名	妻 氏名		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	
(2) 本籍 (夫または妻が (外国人のとき) はその国籍)	シンガポール共和国	シンガポール共和国		
	筆頭者の氏名	(□夫の国籍 □妻の国籍)		
(3) (4) 父母及び養父母の氏名 父母との続柄 (右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	夫の父 母	続き柄 男	妻の父 母	続き柄 女
	養父 養母	続き柄 養子	養父 養母	続き柄 養女
(5) 離婚の種別	□協議離婚	□和解	令和 年 月 日成立	
	□調停	令和 年 月 日成立	□請求の認諾	令和 年 月 日認諾
(6) (7) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫は □もとの戸籍にもどる	□妻は □新しい戸籍をつくる	番地 番	筆頭者の氏名
	夫が親権を行なう子	妻が親権を行なう子		
(8) 同居の期間	平成 年 月から	平成 年 月まで	(同居を始めたとき)	(別居したとき)
	令和	令和		
(9) 別居する前の住所	シンガポール共和国			
	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯			
(10) 別居する前の世帯の主な仕事と夫婦の職業	□2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯			
	□3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約者は5)			
□4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)				
□5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯				
□6. 仕事をしている者のいない世帯				
(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするとだけ書いてください)				
夫の職業	妻の職業			
その他				
届出人署名 (※押印は任意)	夫	妻	印	印
事件簿番号				

(届出人の連絡先及び電話番号)

Mobile:

E-mail:

証人(日本法による協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	印	印
生年月日	年月日	年月日
住所		
本籍	番地 番	番地 番

### 記入の注意

1. 届書はすべて日本語で書いてください。  
この届書は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
2. 夫婦の一方が外国人のときは、日本人について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書き、外国人についてカッコ内にその国籍を書いてください。  
外国人のうち、次の地域の法を本国法とするものは、国籍に代えて地域を記載することができます。  
①台湾  
②パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
3. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。  
養父母についても同じように書いてください。
4. □にあてはまるものに☑のようにしてしをつけてください。
5. 日本国籍を有する未成年の子があるときは、それぞれの子について夫と妻のどちらが親権を行なうかをきめて書いてください。
6. 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
7. 別居する前の夫婦の共通の住所を書いてください。
8. 外国の法律で協議離婚したときは、3か月以内に離婚証明書をそえて出してください。外国の裁判所で離婚したときは、裁判が確定した日から10日以内に原告から判決書の謄本及び確定証明書をそえて出してください。なお、この10日を経過しても原告が届出しないときは被告から届出できます。いずれの場合も証人欄の記載は不要ですが、外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。また、「その他」欄には、協議離婚したときは、離婚確定年月日及び離婚の方法を、離婚判決による場合は、離婚確定年月日及びその裁判所名を記載してください。
9. 届書は2通出してください。
10. 戸籍謄本は原則として不要ですが、本籍地において戸籍情報が電算化されていない方については、戸籍謄本の提出が必要となります。
11. 届出人や証人の署名は、はっきりと読めるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合はその「よみかた」をカタカナで併記してください。
12. 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。

(面会交流)

- 取り決めしている。  
まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

(養育費の分担)

- 取り決めしている。取決め方法 : (公正証書 それ以外)  
まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画

